

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書

（趣 旨）

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。

（適 用）

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用するものとする。

- ・件 名 市道幹第42号線舗装修繕工事
- ・実施場所 狭山市 柏原 地内

（濁水の処理）

第3条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。

- ・種類及び処理量 汚泥（油分を含む汚泥）、0.84m³
- ・中間処理施設 狭山市広瀬台2-12-13 大丸商事株式会社
- ・処理方法 中間処理後、最終処分場に搬入
（処理に焼却又は熔融を含まず）

2 中間処理施設は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ただし、原則として中間処理後、最終処分場に搬入する事。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

（共通事項）

第4条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。

- 2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
- 3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
- 4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管

理するものとする。

（提出書類等）

第 5 条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第 4 条第 3 項及び第 4 項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。

2 受注者は、建設廃棄物マニフェストを監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

（その他）

第 6 条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。

2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合には、事前に監督員と協議するものとする。

3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。